

手荷物許容量
(個数制)

以下の規則及び手続きを、日本ーインド間の手荷物の運送に適用する。

第1節：無料手荷物許容量

第1部：受託手荷物

- 1) a) ファーストクラス及び中間クラスに搭乗する旅客に対する受託手荷物許容量は、受託手荷物2個とする。ただし、荷物1個の三辺の和が62インチ(158センチメートル)を超えてはならない。
 - b) エコノミークラスに搭乗する旅客に対する受託手荷物許容量は、受託手荷物2個とする。手荷物2個の三辺の和の合計が107インチ(273センチメートル)、かつ荷物1個の三辺の和が62インチ(158センチメートル)を超えてはならない。
 - c) 取り扱い上の目的で、上記a)項又はb)項に定められた受託手荷物許容量の1個あたりの最大重量は45キログラムとする。
 - d) 上記a)項又はb)項に定められた手荷物許容量に関わらず、座席を有しない幼児に対しては、三辺の和が45インチ(115センチメートル)を超えない手荷物1個に加え、機内に空間があることを条件に、完全折りたたみ式小幼児乳母車、手押し車または幼児の携帯用揺りかごのいずれかが機内持込み手荷物として認められる。
- 2) 次の各品目は、その実寸法に関わらず、三辺の和の合計が62インチ(158センチメートル)の手荷物とみなされる。
 - a) 寝装または携帯用寝具1個
 - b) リュックサック、ナップサック又はバックパック1個
 - c) ストック1対、スキー靴1足を含むスキー用具一式、又はスノーボード及びスノーボード用靴1足を含むスノーボード用具一式
 - d) ゴルフクラブ及びゴルフ靴1足が入ったゴルフバック1個
 - e) ダッフルタイプバックまたは22タイプバック1個
 - f) ハンドルが横に固定され、ペダルが取り外せる折りたたみ式自転車(単一座席の、旅行用又は競技用の自転車で、原動機付でないもの)1台
 - g) 一般用又は競技用水上スキー1台
 - h) 梱包された釣竿2振以内、リール1個、タモ1つ、釣用長靴1足、釣道具箱1個からなる釣用具
 - i) 長さ39インチ(100センチメートル)を超えない携帯用楽器1個

- 3) a) 上記1) の受託手荷物許容量に加え、身体障害者については、当該旅客が使用する車椅子1台及び／もしくはその他の補助器具が無料で認められる。

第2部：機内持込物品

- a) この決議に定める受託手荷物許容量の他に、各旅客は、手荷物として天井収納棚もしくは座席の下に納まるような、エアインディアが明示する大きさの最大限内の携行品を無料で携行することができる。ただし、それぞれ縦55センチメートル、横45センチメートル、高さ20センチメートル、および大きさの最大限（機内持込品の3辺の和の合計）は115センチメートルを超えないものとし、最大重量は8キログラムとする。
かかる大きさには車輪、取っ手およびポケットを含める。
- b) 運航上の理由で、客室に機内持込物品を収容するスペースがない場合、かかる物品は機内の貨物室で運送してよい。ただしかかる物品は機内の貨物室で運送してよい。ただしかかる物品は受託手荷物とみなされ、超過手荷物料金は適用されない。

第2節：超過手荷物料金

- 1) 受託手荷物許容量を超過する手荷物に関しては、1個あたり以下が徴収される。

a) 1. 日本＝インド間

個数超過の場合(1個あたり)	150 米ドル
重量超過の場合(1個あたり)	
・ 1個の重量が23キログラムを超え、32キログラム以下の場合 (エコノミークラスに限る)	60 米ドル
・ 1個の重量が32キログラムを超え、45キログラム以下の場合	450 米ドル
サイズ超過の場合(1個あたり)	
2個合計の3辺の和が273センチメートル(エコノミークラスに限る)または1個の3辺の和が158センチメートルを超える場合	150 米ドル

- b) 超過手荷物料金は下記に対し適用される。
- i) 超過個数：無料受託手荷物(個数)を超過する各手荷物(個数)
- ii) 超過サイズ：2個合計の三辺の和が辺が273センチメートル(ただし、エコノミークラス搭乗の旅客に限る)または1個の三辺の和が158センチメートルを超える各手荷物

iii) 超過重量：1個の重量が23 キログラムを超え、32 キログラム以下の各手荷物(個数)(ただし、エコノミークラス搭乗の旅客に限る)または、1個の重量が32 キログラムを超え、45 キログラム以下である各手荷物(個数)。1個あたり45 キログラムを超過する手荷物については、受託を受け付けない。

c) なお、個数超過、サイズ超過、重量超過については、1つの手荷物に対して別個に累積加算される。

当該項目は第1節、第1部、2)項に列記された品目または第3節2)項に改訂された愛玩動物の携行には適用されない。

第3節：特別手荷物料金

1) 追加座席を使用する受託されない手荷物

- a) 運送会議会員は料金を支払い、事前に手続きをすることを条件に高価な、又は易損品であるために、旅客が機内に持ち込みを希望し、座席の取り外し、又は追加座席を使用するような手荷物を運送することができる。
- b) かかる手荷物によって使用される座席の料金は、その座席を使用する旅客が追加座席を予約する時点で適用になる運賃である。
- c) 包括旅行運賃、小児運賃あるいは配偶者割引運賃、代理店割引運賃、船員割引運賃のような割引運賃は対象とならない。
- d) この座席手配における手荷物の最大重量は、座席1席あたり75Kg を超えてはならない。
- e) 旅客の受託手荷物許容量は、当該規定により増加するものではない。

2) 愛玩動物の運送

- a) 旅客が同伴する愛玩動物の運送に対する料金は、動物及び運送用容器の大きさと重量に関わらず、各容器あたり通常の超過手荷物料金の2倍とし、かつ当該動物及びその運送用容器は、旅客の受託手荷物許容量の適用を認めない。
- b) a) 項に関わらず、エアインディアは無料で客室又は貨物室での運送を引き受けることができる。
 - i) 犬に頼らざるを得ない視力障害をもつ旅客に付き添う、盲導犬として訓練された犬。

- ii) 犬に頼らざるを得ない聴力障害をもつ旅客に付き添う、嚮導犬として訓練された犬。ただし、かかる旅客の聴力障害が診断書によって証明されなければならない。

適切な引き具を掛けてある犬が、客室内においてかかる旅客に付き添うことを認める。ただし、座席の使用は認めない。

3) ゴルフ用具

- a) 第2節に関わらず、エアインディアは1つのゴルフ・バッグに収納されたゴルフ靴1足を含む、ゴルフ用具に対する特別超過手荷物料金を、下記の条件に従って設定することができる。
- b) 受託手荷物許容量を超過する、かかるゴルフ用具に対する料金は、通常の超過手荷物料金の50%とする。
- c) かかる料金は旅客1人当りゴルフ・バッグ1個に対してのみ適用される。それを超過するあらゆるゴルフ・バッグに対しては、第2節にて規定された超過手荷物料金が適用される。

4) スキー／水上スキー用具

- a) 第2節に関わらず、エアインディアはスキー1台、ストック1対及び／又はスキー靴1足からなるスキー用具一式、スノーボード1台、スノーボード靴1足からなるスノーボード用具一式、一般用又は競技用水上スキー用具一式に対する特別超過手荷物料金を設定することができる。
- b) 受託手荷物許容量を超過する、かかる用具に対する料金は通常の超過手荷物料金の33%とする。
- c) かかる料金は旅客1人あたり、上記用具1組に対してのみ適用される。それを超過する手荷物に対しては、第2節にて規定された通常の超過手荷物料金が適用される。

5) サーフィン用具

サーフボードからなるサーフィン用具は受託手荷物許容量には含まれられず、以下のとおり徴収される。

- a) i) 長さが109 インチ (277 センチメートル) を超えない1台目のサーフボードに対して、1個分の超過手荷物料金の50%を適用する。又は
 - ii) 長さが109インチ (277センチメートル) を超える1台目のサーフボードに対して、1個分の超過手荷物料金を適用する。
- b) 2台目以降のサーフボードに対しては、通常の超過手荷物料金を適用する。